消費者契約法の見直しに関する意見



一般社団法人 日本旅客船協会 理 事 長 原 喜 信

以下の意見については、既に平成27年9月に同趣旨の意見を提出したところでありますが、平成29年2月6日に開催された第32回消費者契約法専門調査会においては、商法改正案の内容が紹介されてはいるものの、人身損害の賠償責任に関する審議が旅客運送契約以外の一般的な契約のみを念頭において進められていく懸念が感じられるため、再度意見を提出いたします。

○ 軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項

事業者の軽過失による消費者の生命又は身体の侵害(ただし、身体の侵害については、被害が重大であるものに限る。)によって生じた損害賠償責任の一部を免除する条項について無効とする規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

(意見)

人身損害の賠償責任を一部免除する条項については、現在、国会に提出されている商法改正法案と 同様に生命か身体か、被害が重いか軽いかを問わず、一定の運送行為については例外的に免責を有効 とする規定を設けていただきたい。

(理由)

- 1. 海上旅客運送固有の問題点
- (1) 国内旅客船事業者の最大かつ最重要の使命は「安全運航」であり、各旅客船事業者は、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、安全運航に努めている。
- (2) 気象・海象情報についても、安全運航を図るべく出航前に可能な限り収集しているが、予期せぬ荒天や偶発的に発生する三角波との遭遇、海上からは視認不能な鯨等の海洋生物や海中に浮遊する流木等との衝突等、人知の限りを尽くしても不測の事態が発生するおそれが皆無というわけにはいかないのが現状である。
- (3) また、国内旅客船には旅客に対する医療設備等は無く、医師も乗船していないため、出産や急病人が発生した場合等の緊急の対応は、殆ど出来ない状況となっている。国内旅客船の運航時間

は、数十分の航路から十数時間の航路と様々であるが、特に長時間運航する航路では、妊婦が産 気づいたり病人の容態が急変しても、船舶の喫水、港の水深、接岸設備等の問題もあり、すぐに 近くの港に入港することは出来ず、また、海上保安庁等に陸上の医療機関への搬送を依頼すると しても長時間を要することとなる。

(4) さらには、国内旅客船は地震、噴火等の大災害発生時に緊急輸送を要請されるケースがあるが、このような場合、当然のことながら事業者の賠償責任リスクは極めて高いものとなる。

2. 商法改正案における取扱い

商法改正案の審議においては、上記のような旅客船事業者からの問題提起を踏まえ、一律に生命 又は身体の侵害によって生じた損害賠償責任を免除する条項を無効とした場合、旅客船事業者が 賠償責任リスクを意識して災害時の緊急輸送や重病人等の輸送の引受に対して慎重となり、かえ って真に運送サービスを必要とする者が運送されなくなり、その者の生命又は身体の保護に欠け るところとなるおそれがあることから、①災害が発生し又は発生するおそれがある場合において 運送を行う場合及び②運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険 が及ぶおそれがある者の運送を行う場合については生命又は身体の侵害によって生じた損害賠償 責任を免除する条項を無効とする規定の適用除外とされたところである。

消費者契約法の改正においても、同様の問題が生ずることから、上記①及び②の場合については 特約による免責を認める規定を設けるべきと考える。